

SUNTORY

SUNTORY BEVERAGE & FOOD

第7回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2016年3月30日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪
国際館パミール
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役(監査等委員である 取締役を除く。)8名選任の件
第3号議案	監査等委員である 取締役1名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件

サントリー食品インターナショナル株式会社

証券コード 2587

コーポレートメッセージ

水と生きる SUNTORY

サントリーグループのコーポレートメッセージ「水と生きる SUNTORY」。これは、私たちの思いや活動を広く社会と共有するための言葉です。お客様に水と自然の恵みをお届けする企業として、地球にとって貴重な水を守り、水を育む環境を守りたい。水があらゆる生き物の渴きを癒すように、社会に潤いを与える企業でありたい。そして水のように柔軟に常に新しいテーマに挑戦していこう。そんな思いを日々新たにしている言葉。それが、「水と生きる SUNTORY」です。



株主の皆様へ

To be the leading global soft drink company

～世界をリードする清涼飲料会社を目指して～

お客様のニーズや嗜好の多様化、健康志向の高まり、新興市場の急速な拡大等により、清涼飲料業界は、いま大きな転換期を迎えています。

こうした事業環境を、私たちは自らの強みを発揮し、グローバル企業として更に進化する絶好の機会と捉え、積極的に事業を展開していきたいと考えています。

私たちが世界のお客様に提供したい価値、それは“A quest for the best tastes & quality to bring happiness & wellness into everyday life.”です。

主要エリアの日本、欧州、アジア、オセアニア、米州で、コアブランドを着実に成長させるとともに、各エリアのお客様のニーズや嗜好に合った新たな価値を創造するような商品をお届けすることで、世界のお客様の豊かな生活文化への貢献を果たしていきたいと考えます。

これからも世界をリードする清涼飲料会社を目指して、未来への大きな夢に挑み続けてまいります。株主の皆様のご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役社長

鳥井信宏



株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目1番1号

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 鳥 井 信 宏

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2016年3月29日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権の行使

51ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

インターネットによる開示について

下記の事項につきまして、法令及び当社定款第16条に基づきインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

アドレス <http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>

なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。



記

1	日時	2016年3月30日（水曜日）午前10時
2	場所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」 (末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3	目的事項	
	報告事項	1. 第7期（2015年1月1日から2015年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第7期（2015年1月1日から2015年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4	議決権行使について	議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等により複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき35円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金33円を含め、1株につき68円となります。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金35円 総額10,815,000,000円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2016年3月31日

ご参考

のれん償却前当期純利益に対する 連結配当性向

30%

■ 当社の配当方針

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主共通の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めてまいります。

具体的には、のれん償却前当期純利益^(注)に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。

(注) 当期純利益にのれん償却額を加えた数値です。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位又は他の会社における地位等
1	小郷三郎	再任	取締役副社長 食品事業本部長
2	栗原信裕	再任	専務取締役 管理本部長
3	沖崎行男	新任	サントリービジネスエキスパート株式会社専務取締役 同社SCM本部長
4	鳥井信宏	再任	代表取締役社長 経営全般
5	垣見吉彦	再任	取締役副社長 R&D・生産担当
6	土田雅人	再任	取締役 食品事業本部自販機事業部担当
7	内貴八郎	新任	サントリーフーズ株式会社専務取締役 同社営業統括本部長
8	井上ゆかり	社外取締役 再任	取締役 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長

候補者番号

1

再任



こごう さぶろう
小郷三郎

1954年8月27日生

- 担当
食品事業本部長
- 取締役会への出席状況
18回／18回
- 所有する当社株式の数
1,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1977年 4月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2004年 9月 同社SCM本部長、SCM推進部長
- 2006年 3月 同社取締役
- 2008年 3月 同社近畿営業本部長
- 2009年 4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2009年 4月 サントリーピア&スピリッツ株式会社
（現サントリー酒類株式会社）常務取締役
- 2009年 4月 同社近畿営業本部長
- 2009年 9月 同社首都圏営業本部長
- 2011年 1月 当社専務取締役
- 2011年 1月 当社食品事業部長
- 2011年 1月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
- 2012年 5月 当社食品事業本部長（現任）
- 2012年12月 当社取締役副社長（現任）

重要な兼職

- サントリーフーズ株式会社取締役
- サントリープロダクツ株式会社取締役

選任の理由

これまで当社の取締役副社長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップで国内事業を牽引してきた実績とマーケティング部門を中心に営業部門、SCM部門等における幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

再任



くり はら のぶ ひろ
栗原 信裕

1955年1月23日生

- 担当
管理本部長
- 取締役会への出席状況
18回／18回
- 所有する当社株式の数
1,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1979年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2002年 3 月 同社人事部部长
- 2005年 3 月 同社取締役
- 2005年 3 月 同社人事部長、キャリア開発部担当
- 2009年 3 月 サントリーフーズ株式会社代表取締役社長
- 2009年 4 月 当社取締役
- 2009年 4 月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2011年 1 月 同社常務執行役員
- 2012年12月 当社専務取締役（現任）
- 2013年 1 月 当社管理本部長、財経本部担当
- 2014年 4 月 当社管理本部長（現任）

重要な兼職

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役

選任の理由

これまで当社の管理本部長として人事部門、総務・法務部門、リスクマネジメント等を担当し、グローバル化をはじめとする風土改革にまい進してきた実績と飲料・酒類事業の営業部門を中心とした豊富な経験を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

新任



おき ぎき ゆき お
沖 崎 行 男

1957年10月10日生

■ 所有する当社株式の数
- 株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1980年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2008年 4 月 同社営業推進第二部長
- 2009年 4 月 サントリービア&スピリッツ株式会社
（現サントリー酒類株式会社）執行役員
- 2009年 4 月 同社営業推進第二部長
- 2011年 4 月 当社執行役員
- 2011年 4 月 当社食品事業部副事業部長
- 2012年 3 月 サントリービジネスエキスパート株式会社常務取締役
- 2012年 3 月 同社SCM本部長（現任）
- 2012年 4 月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2014年 3 月 サントリービジネスエキスパート株式会社専務取締役（現任）
- 2014年 4 月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員（現任）

重要な兼職

- サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
- サントリービジネスエキスパート株式会社専務取締役

選任の理由

サントリービジネスエキスパート株式会社専務取締役SCM本部長としてサントリーグループ全体にわたるSCM革新に大きな貢献を果たしてきた実績と過去に飲料事業において企画部門を中心とした豊富な経験を有することを踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

4

再任



とり い のぶ ひろ
鳥井 信 宏

1966年3月10日生

- 担当
経営全般
- 取締役会への出席状況
18回／18回
- 所有する当社株式の数
9,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1991年 7月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
- 1997年 4月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社） 入社
- 2005年 9月 同社営業統括本部部長
- 2007年 3月 同社取締役
- 2008年 4月 同社戦略開発本部部長
- 2009年 4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2009年 4月 同社戦略開発本部部長
- 2010年 4月 同社常務執行役員
- 2010年 4月 同社国際戦略本部部長
- 2011年 1月 当社代表取締役社長（現任）
- 2011年 1月 当社国際事業部長
- 2011年 1月 サントリーホールディングス株式会社専務取締役
- 2013年 1月 当社戦略開発部長
- 2013年 1月 サントリーホールディングス株式会社取締役（現任）
- 2013年 4月 当社国際事業部長

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社取締役
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
Cerebos Pacific Limited Director
FRUCOR BEVERAGES LIMITED Director
FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

これまで当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験は、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

5

再任



かき み よし ひこ
垣 見 吉 彦

1952年3月22日生

- 担当
R&D・生産
- 取締役会への出席状況
18回／18回
- 所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1975年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2002年 3 月 同社ビール生産部長
- 2003年 3 月 同社取締役
- 2003年 3 月 同社生産副本部長、ビール生産部長
- 2007年 3 月 同社常務取締役
- 2007年 3 月 同社食品生産部門担当、食品生産開発本部長、飲料生産部長
- 2009年 1 月 当社取締役
- 2009年 4 月 当社専務取締役
- 2009年 4 月 当社生産開発本部長
- 2009年 4 月 サントリープロダクツ株式会社代表取締役社長（現任）
- 2009年 4 月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
- 2012年 5 月 当社R&D・生産担当、技術開発戦略部長
- 2012年12月 当社取締役副社長（現任）
- 2014年 4 月 当社R&D・生産担当、商品開発推進本部長
- 2015年 4 月 当社R&D・生産担当（現任）

重要な兼職

サントリープロダクツ株式会社代表取締役社長
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director

選任の理由

これまで当社の取締役副社長として当社グループの経営を担っており、R&D・生産担当としてグループ全体のR&D・生産・品質保証分野を力強く牽引してきた実績と飲料・酒類全般に関わる深い「ものづくり」の知見を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

6

再任

つちだまさ と
土田雅人

1962年10月21日生

- 担当
食品事業本部自販機事業部
- 取締役会への出席状況
18回／18回
- 所有する当社株式の数
1,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1985年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2009年 4 月 サントリービア&スピリッツ株式会社
（現サントリー酒類株式会社）東京第二支社長
- 2010年 9 月 同社広域営業本部副本部長
- 2011年 9 月 サントリー酒類株式会社
（現サントリースピリッツ株式会社）執行役員
- 2011年 9 月 同社スピリッツ事業部長
- 2012年12月 当社取締役（現任）
- 2013年 1 月 サントリーフーズ株式会社代表取締役社長（現任）
- 2015年 9 月 当社食品事業本部自販機事業部担当（現任）

重要な兼職

- サントリーフーズ株式会社代表取締役社長
- サントリービバレッジサービス株式会社取締役
- 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役

選任の理由

これまで当社グループのサントリーフーズ株式会社代表取締役社長として国内飲料営業部門全体を牽引してきた実績と当社自販機事業部担当として事業成長に向けた体制を整えてきた経験を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

7

新任



ない き はち ろう
内 貴 八 郎

1960年4月18日生

■ 所有する当社株式の数
- 株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月 サントリーフーズ株式会社入社
2010年 4 月 同社広域営業部長
2010年 9 月 同社執行役員
2011年 3 月 同社取締役
2012年 4 月 同社首都圏支社長
2015年 9 月 同社専務取締役（現任）
2015年 9 月 同社営業統括本部長（現任）

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社専務取締役

選任の理由

これまで当社グループのサントリーフーズ株式会社専務取締役営業統括本部長として国内飲料営業部門を統括してきた実績とこれまでの豊富な営業経験を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

8

再任

社外取締役



いの うえ
井上 ゆかり

1962年4月4日生

■ 取締役会への出席状況
14回／15回

※2015年3月27日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

■ 所有する当社株式の数
3,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1985年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社
 1995年10月 P&G North Americaマーケティングディレクター
 1998年10月 P&G Northeast Asia
 フェミニンケア マーケティングディレクター
 2000年 3月 同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー
 2003年 3月 ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社（現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社）常務取締役
 2005年11月 キャドバリー・ジャパン株式会社（現モンデリーズ・ジャパン株式会社）代表取締役社長
 2010年 6月 アクサ生命保険株式会社社外取締役
 2013年 7月 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長（現任）
 2014年 6月 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役（現任）
 2015年 3月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職

日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長
 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役

選任の理由

長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小郷三朗氏、栗原信裕氏、沖崎行男氏、鳥井信宏氏、垣見吉彦氏、土田雅人氏、内貴八郎氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
 3. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 現在、井上ゆかり氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
 5. 当社は、井上ゆかり氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、井上ゆかり氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、鳥井信宏氏が取締役に再任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 7. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社長を務める日本ケロッグ合同会社の親会社である米国Kellogg Companyとの間で飲料関連の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。また、当社グループと同氏が社外取締役を務める株式会社ジェーシー・コムサの間には取引はございません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 服部誠一郎氏が辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案及び服部誠一郎氏の辞任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

新任



ち じ こう ぞう
千 地 耕 造

1956年8月24日生

■ 所有する当社株式の数
一 株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1980年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2005年 3 月 同社財務本部長
- 2008年 3 月 同社取締役
- 2008年 3 月 同社財務本部長、経理センター・
情報システム事業部・グループ業務推進部担当
- 2009年 4 月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2009年 4 月 同社財務本部長
- 2009年 4 月 サントリービジネスエキスパート株式会社常務取締役
- 2009年 4 月 同社ビジネスシステム本部長
- 2010年 4 月 サントリーホールディングス株式会社経営管理本部長、
財務本部長
- 2011年 1 月 同社常務執行役員（現任）
- 2012年 4 月 同社経営企画本部長、財務本部長
- 2013年 1 月 同社財務本部長、経営管理本部担当
- 2014年 4 月 同社財務本部長（現任）

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社常務執行役員

選任の理由

サントリーホールディングス株式会社常務執行役員財務本部長として財務・経理部門を中心にサントリーグループ各社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績とこれまでの同分野での幅広い経験に基づく高い見識を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 千地耕造氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 千地耕造氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 当社は、千地耕造氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会の開始の時をもって、2015年3月27日開催の第6回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 網谷充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あみ たに みつ ひろ
網谷 充 弘
1956年6月2日生

■ 所有する当社株式の数
一株

略歴及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 弁護士登録
1985年 4 月 外立法律事務所入所
1989年11月 脇田法律事務所入所
1990年 3 月 島田・瀬野・網谷法律事務所
(現一橋総合法律事務所) 弁護士 (現任)
2006年 6 月 スタンレー電気株式会社社外監査役 (現任)
2013年 5 月 株式会社ハブ社外監査役 (現任)

重要な兼職

一橋総合法律事務所弁護士 (パートナー)
スタンレー電気株式会社社外監査役
株式会社ハブ社外監査役

選任の理由

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である取締役として適任と判断しました。

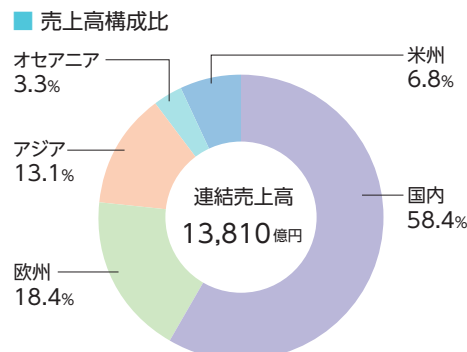
- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
4. 網谷充弘氏が社外監査役として在任しているスタンレー電気株式会社において、2013年11月、自動車用HIDランプのバラストに係る独占禁止法上の違反に関して、米国司法省との間で司法取引合意書を締結しました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しており、事実判明後も違反行為の未然防止に向けてコンプライアンス体制の整備・充実について確認や提言を適宜行っております。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以 上

1 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

連結売上高	13,810億円 (前期比 9.8%増)
連結営業利益	920億円 (前期比 7.0%増)
連結経常利益	829億円 (前期比 0.7%増)
連結当期純利益	425億円 (前期比17.2%増)



当期の世界経済は、不確実性が続く環境であったものの、全体として緩やかな回復が見られました。わが国経済においては、個人消費に底堅い動きが見られる等、緩やかな回復基調が続きました。

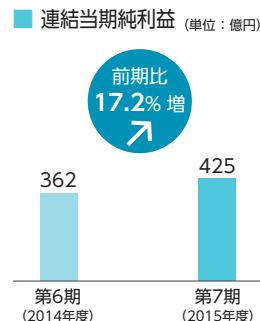
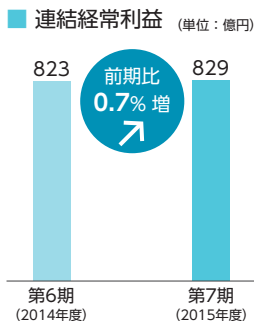
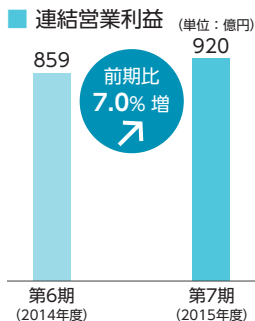
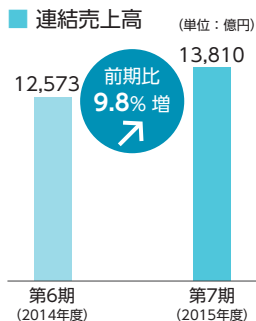
このような状況の中、当社グループは、お客様の嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客様の生活に豊かさをお届けするという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に取り組み、国内・国際事業両輪で更なる成長を図りました。また、各社の知見を活かしたグループ全体での品質の向上や、コスト革新による収益力強化にも取り組みました。

国内セグメントでは、「サントリー天然水」や「BOSS」を中心とした重点ブランドの強化に加え、「レモンジーナ」「サントリー 南アルプスの天然水&ヨーグリーン」等の新しい価値を持つ商品の投入や、「伊右衛門 特茶」

「サントリー 黒烏龍茶」等の高付加価値商品の強化を通じ、新たな需要の創造に取り組みました。

国際セグメントでは、各エリアにおいて重点ブランドの一層の強化やコスト削減等を実施しました。欧州では、オレンジナ・シュウェップス・グループとトルコゼードライビーナサントリー・グループの連携によるシナジー創出を推進すべく、より効率的な経営情報基盤の構築に取り組みました。また、アジアにおいては、販売体制と生産体制の強化に取り組みました。

これらの結果、当期の連結売上高は1兆3,810億円(前期比9.8%増)、連結営業利益は920億円(前期比7.0%増)、連結経常利益は829億円(前期比0.7%増)、連結当期純利益は425億円(前期比17.2%増)となりました。



国内

セグメント売上高 **8,069** 億円 (前期比11.7%増)

セグメント利益 **467** 億円 (前期比 0.2%増)

国内セグメント

「サントリー天然水」は、“清冽でおいしい水”“ナチュラル&ヘルシー”をブランド独自の価値として訴求しました。「サントリー 南アルプスの天然水」等の小容量商品が好調に推移したことに加え、4月に発売した「サントリー 南アルプスの天然水&ヨーグリーナ」が大きく寄与し、ブランド全体の販売数量が大幅に伸びました。

「BOSS」は、お客様の多様なニーズを捉え、ラインナップを拡充するとともに、話題性のあるTVCM等を積極的に展開しました。主力商品である「プレミアムボス」「レインボーマウンテンブレンド」「贅沢微糖」「無糖ブラック」「カフェオレ」のリニューアルに加え、伸長著しいボトル缶コーヒー市場において発売した「プレミアムボス ブラック」「プレミアムボス 微糖」が好調に推移し、ブランド全体の販売数量が着実に伸びました。

「伊右衛門」は、ブランド全体の販売数量が前年並みとなりましたが、発売3年目の特定保健用食品「特茶」が引き続き大幅に伸びたほか、四季の変化やお客様の飲み方・飲用シーンに合わせて味わいを変えるという「伊右衛門」の新しい提案は、お客様から高い評価をいただきました。

「PEPSI」は、6月に「ペプシストロング ゼロ」と「ペプシストロング」を発売し話題を喚起したものの、販売数量は前年同期を下回りました。

「サントリー ウーロン茶」は、継続してマーケティング活動に注力しましたが、販売数量は前年同期を下回りました。

「GREEN DA・KA・RA」は、6月にリニューアルした「GREEN DA・KA・RA やさしい麦茶」が堅調

に推移し、ブランド全体の販売数量は前年同期を上回りました。「オレンジナ」は、オレンジナ・シユウェップス・グループと共同開発した「レモンジーナ」に加え、季節限定商品も寄与し、ブランド全体の販売数量が大幅に伸びました。

健康志向の高まりを背景に注目を集める特定保健用食品は、当社が市場拡大を牽引し、確固たる地位を築いています。引き続き好調の「伊右衛門 特茶」に加え、3月に中味・パッケージをリニューアルした「サントリー 黒烏龍茶」が好評を得ました。「ペプシスペシャル」「サントリー 胡麻麦茶」「ボス ブラック」ボトル缶等を含めた特定保健用食品合計の販売数量は、前年同期を大きく上回りました。

収益性向上に向けた取組みでは、特定保健用食品等の高付加価値商品や500mlペットボトル等の小容量商品の販売強化に加え、ボトル缶コーヒー製造設備の導入等、生産におけるコスト革新を引き続き行いました。一方、積極的なマーケティング活動に加え、「レモンジーナ」「サントリー 南アルプスの天然水&ヨーグリーナ」の需給逼迫による一時出荷停止に伴う費用が発生しました。なお、サントリー天然水 南アルプス白州工場において新製造ラインを稼働させる等、安定供給体制の構築に取り組みました。

また、7月31日付でジャパンビバレッジグループ及びジェイティエースターグループが当社グループに新たに加わり、お客様の様々なニーズにお応えする“総合飲料サービス提供事業”を開始しました。

これらの結果、国内セグメントの売上高及びセグメント利益は、上記のとおりとなりました。



国際

セグメント売上高 **5,741** 億円 (前期比 7.3%増)
セグメント利益 **740** 億円 (前期比14.9%増)

国際セグメント

欧州では、「Orangina」「Oasis」「Schweppes」「Lucozade」「Ribena」等の主力ブランドを中心に積極的なマーケティング活動を展開しました。フランスでは、「Orangina」で新たな広告宣伝を行う等、ブランドコミュニケーションを刷新しました。スペインでは、これまで注力してきた業務用の販売において、「Schweppes」を中心に引き続き販売が好調に推移しました。英国では、「Lucozade」で新商品の投入や積極的なマーケティング活動を実施する等、継続的なブランド強化に取り組みました。また、欧州全体での成長に向けて、コスト削減に加え、事業基盤の最適化やシナジーの創出に継続的に取り組みました。

アジアでは、不安定な経済環境による影響が続いていますが、各国において事業基盤の強化や主力ブランドを中心としたマーケティング活動に取り組みました。健康食品事業では、タイにおいて、「BRAND'S Essence of Chicken」の発売180周年を記念したプロモーションを展開しました。飲料事業では、インドネシアで景気減速の影響を受ける等、一部のエリアで厳しい事業環境が続いていますが、ベトナムでは、

ペプシコブランドに加え、サントリーブランドの展開エリアの拡大や製造ラインの増設等の生産体制の強化に取り組み、サントリーブランド「TEA+」の販売が大幅に伸長しました。また、新たな営業体制を構築したマレーシア等においても、販売が好調に推移しました。

オセアニアでは、フルコア・グループが主力ブランド「V」の活性化に加え、新商品の投入やサントリーブランド「OVI」で積極的なマーケティング活動を行い、販売拡大に取り組みました。

米州では、ノースカロライナ州を中心にペプシコブランドの更なる販売強化に加え、物流拠点統合に向けた取組み等、事業効率の改善を進めました。

各エリアにおける売上拡大の活動に加え、グループ会社間でのノウハウの共有による研究開発やコスト削減を行い、品質の更なる向上及び収益力強化に取り組みました。

これらの結果、国際セグメントの売上高及びセグメント利益は、上記のとおりとなりました。



なお、当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社を中心とするサントリーグループは、「人と自然と響きあう」という理念のもと、環境経営を推進し、持続可能な地球環境を育むサントリー「天然水の森」の活動等、様々な環境負荷低減活動を行っています。当社グループも、サントリーグループの一員として、容器・包装の省資源活動や自動販売機における消費電力量の削減等を通じたCO₂排出量の削減及び工場における水使用量の削減等、環境負荷低減に向けた積極的な取組みを継続していきます。

② 対処すべき課題

当社グループは、“A quest for the best tastes & quality to bring happiness & wellness into

everyday life.”をお客様に提供したい価値として、また、“To be the leading global soft drink company recognized for our premium and unique brands.”を目指す姿として掲げ、清涼飲料を中心に「おいしさと健康を追求した商品」「安全で安心な商品」「たくさんのお客様に愛される魅力的な商品」をお客様に提供できるよう、お客様の嗜好・ニーズを捉えた商品を開発し続けています。

商品を通じて、世界各国のお客様に常に新しい価値を提供し続ける企業グループを目指します。

当社グループは、東京証券取引所への株式上場やM&A等を経て、事業基盤を拡充してきました。この事業基盤を活かし、世界各エリアでの自律的成長を加速させつつ、シナジーを創出し、統合的発展へと進化していくことを目指し、以下のとおり2015年～2017

私たち、サントリー食品インターナショナルは
サントリーグループの中核企業として
サントリーグループの理念、目指す姿を共有、継承してまいります。
また、サントリー食品インターナショナルグループ独自の事業ビジョンを掲げます。



年経営戦略を策定しています。

1. 重点エリアにフォーカス

継続強化する既存エリアに、アジア、アフリカ等の新たなエリアを加えた約20カ国に重点的に経営資源を投入していきます。

2. 各エリアで存在感のあるポジションを確立

①各エリアの既存重点ブランドを継続強化するとともに、消費者のニーズを捉えた新たな価値を持つ商品を提案し、需要を創造していきます。

そのために、研究開発、マーケティング、生産技術の絶えざる革新に取り組んでいきます。

②エリアに合わせた流通基盤、生産基盤の更なる強化に注力します。

③コスト削減に継続して取り組み、成長投資に必要な原資を確保します。

3. 統合的な発展への進化

エリア間、グループ会社間で、売上とコスト両面でのシナジーを創出し、統合的な発展を目指します。また、グローバルマーケットでの販売を目指すブランドを設定し、展開していきます。

既存事業に係る数値目標は次のとおりです。

(いずれも2014年比、為替中立)

営業利益	平均年率1桁台半ば以上の成長 (Mid single digit or above) 売上高営業利益率の改善を進める
ROE	のれん償却前当期純利益で10%以上を維持 利益成長により改善を進める
売上高	持続的な成長を目指す

2016年度は引き続き、国内・国際事業ともに基盤強化に取り組む、各エリアでの売上成長と利益成長を目指します。

国内セグメントでは、2017年の消費税率引き上げや高齢化社会の進行等、今後、飲料業界を取り巻く消費環境は更なる変化が予想されますが、こうした環境変化を好機と捉え、「ブランド価値の向上」「新たな需要の創造」を目指した取組みを更に深化させ、迅速に進めていきます。

具体的には、「サントリー天然水」「BOSS」を中心に、「伊右衛門」「PEPSI」「サントリー ウーロン茶」「GREEN DA・KA・RA」「オレンジーナ」をコアブランドとし、戦略的にマーケティング活動を行います。更に、「伊右衛門 特茶」や「サントリー 南アルプスの天然水&ヨーグリーナ」のように、お客様に認めていただける新しい価値を持つ商品を提案し、新たなカテゴリーの創造を目指します。

また、2015年7月にジャパンビバレッジグループ及びジェイティエスターグループが当社グループに加わり、自動販売機を通じた当社の缶・ペットボトル商品の販売に加え、複数メーカーの缶・ペットボトル、カップコーヒー、紙パック飲料等の商品を販売することにより、幅広い飲用機会をお客様にお届けする“総合飲料サービス提供事業”を開始しました。2016年4月には、同事業に関する意思決定の迅速化とお客様満足度及び統合的な経営効率の向上を目指し、自動販売機事業、ファウンテン事業及びウォーター事業を運営する新会社であるサントリービバレッジソリューション株式会社が業務を開始します。それぞれの事業の強みを活かし、お客様のニーズに合った新たな商品・サービスを提供し、新規需要の創造を図ることで、“総合飲料サービス提供事業”を発展させてまいります。

こうした活動により、ブランドを育成・強化するとともに、研究開発、生産技術等のイノベーションを通じて、新しい価値を持つ商品を提案し、ブランド価値を一層高めていく好連鎖を創出していきます。そのた

めに、研究開発・マーケティング・生産設備への投資を行うとともに、そうした成長投資の原資を生み出すべく、引き続きコスト削減に取り組んでまいります。

国際セグメントでは、経済の停滞や競合の動向等、更なる市場環境の変化も予想されますが、当社グループは中期的な統合的発展に向け、重点ブランドと事業基盤の強化やコスト削減を通じた収益性の向上を図るとともに、グループ会社間の連携やエリア統括機能を強化していきます。

欧州では、糖摂取に対する社会的関心の高まりに加え、依然厳しい競争環境が続くものと予想されます。そうした中、当社グループは、主力の「Orangina」「Oasis」「Schweppes」「Lucozade」「Ribena」へのマーケティング投資を強化するとともに、伸長カテゴリーへの新商品投入や業務用チャネルでの取組みを一層加速していくことにより、売上拡大を図ります。

また、アフリカにおいても事業基盤の整備に取り組んでいきます。

アジアでは、新興国における経済成長の鈍化が懸念されるものの、重点ブランドに注力し、東南アジアにおけるポジションを強固なものにしていきます。健康食品事業においては、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」にマーケティング活動を集中し、ブランドの活性化を図るとともに、新たな市場への取組みも強化します。飲料事業においては、インドネシアで、営業体制及びマーケティング戦略を再構築します。また、伸長が続くベトナムでは、新商品投入やサントリーブランドの育成に注力しながら、生産体制を含む事業基盤の強化に取り組む、更なる成長加速を目指します。加えて、2015年から新たな営業体制を構築したマレーシア等においても、「Ribena」「Lucozade」に注力し、事業拡大を図ります。

オセアニアでは、引き続き競争の激化が見込まれま

すが、エナジードリンク「V」やサントリーブランド「OVI」を継続的に強化するほか、新商品の開発や生産基盤の拡充、コスト削減にも積極的に取り組み、収益性の向上を図ります。

米州では、炭酸カテゴリーで確固たる地位を維持し、また非炭酸カテゴリーにも注力し、新商品投入による売上拡大を図るとともに、物流拠点統合等による事業効率の改善に取り組んでいきます。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

③ 財産及び損益の状況

区 分		第4期 2012年度	第5期 2013年度	第6期 2014年度	第7期（当期） 2015年度
売上高	(百万円)	992,160	1,121,361	1,257,280	1,381,007
営業利益	(百万円)	58,446	72,715	85,949	92,007
経常利益	(百万円)	54,033	67,257	82,272	82,869
当期純利益	(百万円)	23,385	31,196	36,239	42,462
1株当たり当期純利益	(円)	108.27	118.79	117.28	137.42
純資産	(百万円)	204,275	592,968	635,624	626,890
1株当たり純資産	(円)	881.24	1,806.48	1,926.79	1,888.33
総資産	(百万円)	844,450	1,256,701	1,389,096	1,484,434

(注) 1. 当社グループは、第5期から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第4期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。

2. 当社は、2013年4月16日付で株式1株につき500株の割合をもって株式分割を行いました。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の金額については、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定を行っております。

④ 主要な事業内容 (2015年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ・機能性飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティの支払等

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジサービス株式会社	100百万円	99.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	500百万円	82.6	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	755百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	1,543,648千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
Cerebos Pacific Limited	75,649千シンガポールドル	100.0	健康食品・加工食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	101,044百万インドネシアルピア	51.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,373,929百万ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR BEVERAGES LIMITED	446,709千ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD	2オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。

2. 当社は、2015年7月31日付で、日本たばこ産業株式会社から株式会社ジャパンビバレッジホールディングスの株式を取得し、当社が当社の子会社となりました。これに伴い、当期から当社を新たに重要な子会社として記載しております。

3. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、当社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。

⑥ 主要な営業所及び工場等 (2015年12月31日現在)

1) 当社

本 社	研究所
東京都中央区京橋三丁目1番1号	商品開発センター (神奈川県川崎市)

2) 子会社

セグメント名	会社名	主要拠点	
国内	サントリーフーズ株式会社	本社	東京都中央区
		営業所	首都圏支社 (東京都中央区) 等
	サントリービバレッジサービス株式会社	本社	東京都新宿区
		営業所	首都圏営業本部 (東京都新宿区) 等
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社	東京都新宿区	
	営業所	東京支社 (東京都文京区) 等	
国際	サントリープロダクツ株式会社	本社	東京都中央区
		工場	榛名工場 (群馬県渋川市) 等
	Orangina Schweppes Holding B.V.	本社	オランダ アムステルダム
	Lucozade Ribena Suntory Limited	本社	イギリス ロンドン
	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	本社	シンガポール
	Cerebos Pacific Limited	本社	シンガポール
	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社	インドネシア ジャカルタ
	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン
	FRUCOR BEVERAGES LIMITED	本社	ニュージーランド オークランド
	FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD	本社	オーストラリア ニューサウスウェールズ
Pepsi Bottling Ventures LLC	本社	アメリカ ノースカロライナ	

⑦ 従業員の状況 (2015年12月31日現在)

セグメント名	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
国内	9,926[1,140]	4,664[523]
国際	14,307[831]	194[△343]
合計	24,233[1,971]	4,858[180]

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数が、前期末と比べて4,858名増加しておりますが、これは2015年7月31日付で株式会社ジャパンビバレッジホールディングスを子会社化したこと等によるものであります。

⑧ 主要な借入先の状況 (2015年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	66,395
株式会社みずほ銀行	60,577
三菱UFJ信託銀行株式会社	54,191
株式会社三菱東京UFJ銀行	37,508
農林中央金庫	30,000
株式会社三井住友銀行	27,582
信金中央金庫	15,000
株式会社千葉銀行	10,258
住友生命保険相互会社	10,000

⑨ 資金調達の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社から株式会社ジャパンビバレッジホールディングス等の株式及び飲料ブランドを取得するための資金に充当するため、当期において、金融機関より長期借入金として1,000億円を調達しました。

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、635億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額 (百万円)
国内	31,804
国際	31,731
合計	63,535

1) 当期中に完成した主要な設備

セグメント名	設備投資の内容
国内	サントリープロダクツ株式会社天然水南アルプス白州工場における製造ラインの増設

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
国内	サントリープロダクツ株式会社天然水奥大山ブナの森工場における製造ラインの増設
国際	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Dien Ban工場の移転

⑪ 重要な企業再編等の状況

当社は、2015年7月31日付で、日本たばこ産業株式会社から株式会社ジャパンビバレッジホールディングス等の株式及び飲料ブランドを取得しました。

2 株式に関する事項 (2015年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 480,000,000株
 ② 発行済株式の総数 309,000,000株
 ③ 株主数 55,030名 (前期末比 8,854名減)
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	6,630	2.1
HSBC BANK PLC A/C ABU DHABI INVESTMENT AUTHORITY	6,000	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,978	1.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,682	1.5
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	3,610	1.1
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,989	0.9
CITIBANK, N.A. -NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	2,902	0.9
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,769	0.8
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	2,072	0.6

3 会社役員 の 状況

① 取締役 の 氏名等 (2015年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	鳥 井 信 宏	経営全般 サントリーホールディングス株式会社取締役 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director Cerebos Pacific Limited Director FRUCOR BEVERAGES LIMITED Director FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役副社長	垣 見 吉 彦	R&D・生産 サントリープロダクツ株式会社代表取締役社長 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
取締役副社長	小 郷 三 朗	食品事業本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
専務取締役	栗 原 信 裕	管理本部長 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役
取締役	土 田 雅 人	食品事業本部自販機事業部 サントリーフーズ株式会社代表取締役社長 サントリービバレッジサービス株式会社取締役 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役
取締役	鎌 田 泰 彦	サントリービバレッジサービス株式会社代表取締役社長
取締役	肥 塚 眞 一 郎	サントリーホールディングス株式会社専務取締役
取締役	井 上 ゆ かり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役
常勤監査等委員	服 部 誠 一 郎	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	上 原 征 彦	昭和女子大学現代ビジネス研究所特命教授 株式会社インテージホールディングス社外取締役
監査等委員	内 田 晴 康	森・濱田松本法律事務所弁護士 (パートナー) 株式会社ダイフク社外監査役 大日本住友製薬株式会社社外監査役

(注) 1. 当社は、2015年5月1日付で監査等委員会設置会社に移行しました (以下、当該移行を「本件移行」といいます。)。本件移行に伴い、常勤監査役服部誠一郎氏、監査役上原征彦氏及び内田晴康氏の任期が満了し、それぞれ監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」といいます。) に就任しております。

2. 井上ゆかり氏、上原征彦氏及び内田晴康氏は社外取締役であります。

3. 当社は社外取締役である井上ゆかり氏及び上原征彦氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

4. 当社は肥塚眞一郎氏、井上ゆかり氏、服部誠一郎氏、上原征彦氏及び内田晴康氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
垣見吉彦	R&D・生産、商品開発推進本部長	R&D・生産	2015年4月1日
土田雅人	—	食品事業本部 自販機事業部	2015年9月1日
肥塚眞一郎	経営企画本部、 コーポレートコミュニケーション部	—	2015年3月27日

6. 当事業年度中における役員の辞任は次のとおりであります。

地位	氏名	辞任年月日
監査役	山本亨	2015年3月27日

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、服部誠一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	基本報酬		賞与		合計 (百万円)
	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く） （内社外取締役）	10 (2)	240 (12)	7 (-)	173 (-)	413 (12)
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	3 (2)	30 (16)	1 (-)	10 (-)	41 (16)
監査役 （内社外監査役）	4 (2)	16 (8)	1 (-)	4 (-)	21 (8)
合計 （内社外取締役及び社外監査役）	14 (4)	287 (36)	8 (-)	188 (-)	475 (36)

- (注) 1. 監査役に対する支給額は本件移行前の期間に係るものであり、監査等委員に対する支給額は本件移行後の期間に係るものであります。
2. 賞与支給額は、支払予定額であります。
3. 本件移行前の取締役の報酬限度額は、2012年12月26日開催の臨時株主総会において年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。また、本件移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。
4. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2012年12月26日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の以下の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

社外取締役	井上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	上原 征彦	昭和女子大学現代ビジネス研究所特命教授 株式会社インテージホールディングス社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	内田 晴康	森・濱田松本法律事務所弁護士 (パートナー) 株式会社ダイフク社外監査役 大日本住友製薬株式会社社外監査役

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 監査役会 出席回数	発言状況
社外取締役	井上 ゆかり	14回/15回	—	企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	上原 征彦	12回/13回	9回/10回	マーケティング論及び経営戦略論研究者としての専門的見地から発言を行っております。
	内田 晴康	13回/13回	10回/10回	弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	上原 征彦	5回/5回	5回/5回	マーケティング論及び経営戦略論研究者としての専門的見地から発言を行っております。
	内田 晴康	5回/5回	5回/5回	弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 1. 井上ゆかり氏は、2015年3月27日就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

2. 社外取締役（監査等委員）の取締役会出席回数及び監査等委員会出席回数は、本件移行後の期間に係るものであり、社外監査役の子会社出席回数及び監査役会出席回数は、本件移行前の期間に係るものであります。

4 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	137百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Orangina Schweppes Holding B.V.等9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）導入に係るコンサルティング業務及びコンフォートレターの作成業務等を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社取締役会は、本件移行並びに「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行に伴い、2015年5月1日付で、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について次のとおり決議しました。

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「人と自然と響きあう」という企業理念を共通の志として、国際的企業市民としての自覚をもとに、市民社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視し、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等一人ひとりが、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
- ② 上記理念の実践のため、サントリーグループ企業倫理綱領に基づき、法令遵守・社会倫理の遵守を当社グループの全ての取締役、執行役員及び従業員等の行動規範とする。取締役及び執行役員は、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、リスクマネジメントコミッティの下にコンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、当社グループ全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、同委員会及び総務部により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
- ④ リスクマネジメントコミッティは、同コミッティ及びコンプライアンス委員会の審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
- ⑤ 取締役及び執行役員が当社グループのコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告するものとする。また、コンプライアンス・ホットラインを社内・社外に設置し、当社グループの従業員等がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、情報の確保に努めた上で、報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社グループ全体にこれを実施させるものとする。
- ⑥ 必要に応じて、グループ会社に取り締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、

当社の関連部署は、必要に応じて、グループ会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。

- ⑦ 必要に応じて、グループ会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。
- ⑧ 監査部を設置し、当社グループのコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。監査部はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。
- ⑨ 当社グループの財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
- ⑩ 取締役及び執行役員は、当社グループにおいて、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
- ② 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- ③ リスクマネジメントコミッティにおいて、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
- ② 業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
- ③ グループ経営上重要なリスクは、リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会において、当社グループ全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。
- ④ 新たに生じたグループ経営上重要なリスクについては、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ業務執行取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
- ② 当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等が共有すべき全社の目標を定め、担当取締役は、全社の目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を

定める。

- ③ 担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
- ④ 各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規程に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① グループ会社の業務執行の状況については、定期的に経営委員会及び取締役会において報告されるものとする。
- ② グループ会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、随時子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
- ③ 責任権限規程において、グループ会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
- ④ 監査部は、グループ会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役社長に報告するものとする。

(6) その他の当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続を定め、これらの取引の客観性及び合理性を確保する。特に、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保するよう留意する。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務は、監査部においてこれを補助する。監査部の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ② 監査部の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(8) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使

用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
- ④ 監査部及びリスクマネジメントコミッティは、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
- ⑤ 総務部は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うものとする。

(9) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 監査等委員会は、グループ会社の監査役（若しくはこれらに相当する者）又は監査部との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
- ④ 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

当社は、2015年5月1日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、並びに、内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

(1) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- ・ 当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を経営委員会又は取締役に委任し、効率的な意思決定を行っています。
- ・ 取締役会を18回開催し、中期経営戦略の策定、予算策定、M&A、設備投資等について審議を行いました。
- ・ 取締役会において、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行いました。

(2) リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ・ リスクマネジメントコミッティを2回開催し、当社グループのリスク抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・ 品質リスクについては、品質保証委員会を2回開催し、当社グループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・ リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会において、危機発生時の報告ルールを定める等、リスクが現実化した場合の対処方法についても整備をしています。
- ・ リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会の活動内容は、定期的に取り締役に報告されています。
- ・ 情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しています。また、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行いました。

(3) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・ サントリーグループ企業倫理綱領の遵守を目的とした研修等を実施しました。
- ・ 贈収賄の発生防止については、社内ガイドラインを策定するとともに、説明会等を通じて啓発活動を実施しました。
- ・ 法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、当社総務部門、法律事務所及び監査等委員会を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、イントラネット及びポスター掲示等を通じて、従業員へ周知しています。通報・相談に対しては、コンプライアンス委員会（監査等委員会窓口への通報・相談に対しては、監査等委員会）の指示に従い、関連部署が責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、通報者の不利益取扱いを禁止した社内規程を策定しています。

- ・ コンプライアンス委員会を2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題とその対応策について確認し、議論を行いました。
- ・ コンプライアンス経営の浸透度を確認するとともに、良き職場風土の更なる醸成を図るため、従業員の意識調査を実施しました。
- ・ コンプライアンス・ホットラインの通報件数及びその概要並びに意識調査の結果は、定期的に取り締役に報告されています。

(4) 監査等委員会に関する運用状況

- ・ 監査等委員は、取締役会、経営委員会、リスクマネジメントコミッティ等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けのほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。
- ・ また、監査等委員並びに当社主要部門を担当する取締役及び執行役員を構成員とするグループ監査委員会を設置し、国内外のリスクへの対応状況に対するモニタリング機能の強化をはじめ、当社グループ全体の内部統制状況の改善に向けた具体策の検討、関連部署への指示・提言等を行っています。

(5) 内部監査に関する運用状況

- ・ 内部監査部門が、年間の監査計画に基づき当社各部門及び国内外のグループ会社について内部監査を実施しました。特に事業のグローバル化の拡大に対応するため、海外子会社への監査体制を強化し、当該子会社の内部監査部門との連携強化にも努めました。
- ・ 内部監査部門は、監査結果を、代表取締役及び監査等委員会に報告しています。

(6) 親会社等との取引

- ・ 当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの取引については、当社総務部門及び経理部門において取引の必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について、事前に確認を行っています。
- ・ 特に重要と考えられる取引については、取締役会において、その取引の必要性及び妥当性を十分に審議し、意思決定を行っております。なお、2016年度に実施予定のサントリーグループとの取引に関しては、2015年12月開催の取締役会において、その取引の必要性及び妥当性について十分に審議した上で意思決定を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2015年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	390,553
現金及び預金	97,746
受取手形及び売掛金	156,918
商品及び製品	47,844
仕掛品	6,753
原材料及び貯蔵品	27,992
繰延税金資産	12,269
その他	41,379
貸倒引当金	△352
固定資産	1,093,533
有形固定資産	347,850
建物及び構築物	72,729
機械装置及び運搬具	137,626
工具、器具及び備品	51,293
土地	43,335
リース資産	21,815
建設仮勘定	13,387
その他	7,662
無形固定資産	711,427
のれん	454,212
商標権	188,517
その他	68,697
投資その他の資産	34,255
投資有価証券	9,929
退職給付に係る資産	1,101
繰延税金資産	3,632
その他	20,139
貸倒引当金	△547
繰延資産	348
資産合計	1,484,434

科目	金額
負債の部	
流動負債	438,881
支払手形及び買掛金	119,831
電子記録債務	13,619
短期借入金	113,649
リース債務	7,646
未払消費税等	6,471
未払法人税等	13,138
未払金	87,508
未払費用	47,661
賞与引当金	7,255
その他	22,096
固定負債	418,662
社債	40,000
長期借入金	258,743
リース債務	16,593
繰延税金負債	76,821
役員退職慰労引当金	321
退職給付に係る負債	6,887
その他	19,294
負債合計	857,543
純資産の部	
株主資本	537,245
資本金	168,384
資本剰余金	192,323
利益剰余金	176,537
その他の包括利益累計額	46,249
その他有価証券評価差額金	1,894
繰延ヘッジ損益	376
為替換算調整勘定	46,993
退職給付に係る調整累計額	△3,013
少数株主持分	43,395
純資産合計	626,890
負債純資産合計	1,484,434

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2015年1月1日から2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,381,007
売上原価	628,429
売上総利益	752,577
販売費及び一般管理費	660,570
営業利益	92,007
営業外収益	3,378
受取利息	437
受取配当金	1,597
その他	1,343
営業外費用	12,516
支払利息	5,059
持分法投資損失	5,316
その他	2,140
経常利益	82,869
特別利益	16,811
固定資産売却益	731
段階取得に係る差益	15,698
その他	382
特別損失	20,224
固定資産廃棄損	2,619
減損損失	12,326
組織再編関連費用	3,901
その他	1,376
税金等調整前当期純利益	79,456
法人税、住民税及び事業税	27,030
法人税等調整額	7,346
少数株主損益調整前当期純利益	45,079
少数株主利益	2,616
当期純利益	42,462

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (2015年1月1日から2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
当期首残高	168,384	192,701	150,463		511,549
会計方針の変更による 累積的影響額			3,326		3,326
会計方針の変更を反映した 当期首残高	168,384	192,701	153,790		514,876
当期変動額					
剰余金の配当			△19,776		△19,776
当期純利益			42,462		42,462
在外子会社の支配継続 子会社に対する持分変動		△474			△474
少数株主へ付与された プットオプション			60		60
その他		96			96
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△378	22,747		22,369
当期末残高	168,384	192,323	176,537		537,245

	その他の包括利益累計額						少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損	為替 益	調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,316	606	83,801	△1,897	83,827	40,247	635,624	
会計方針の変更による 累積的影響額						8	3,334	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,316	606	83,801	△1,897	83,827	40,255	638,959	
当期変動額								
剰余金の配当							△19,776	
当期純利益							42,462	
在外子会社の支配継続 子会社に対する持分変動							△474	
少数株主へ付与された プットオプション							60	
その他							96	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	577	△230	△36,808	△1,116	△37,578	3,139	△34,438	
当期変動額合計	577	△230	△36,808	△1,116	△37,578	3,139	△12,069	
当期末残高	1,894	376	46,993	△3,013	46,249	43,395	626,890	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2015年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	177,535
現金及び預金	34,475
売掛金	75,512
商品及び製品	26
仕掛品	826
原材料及び貯蔵品	6,239
前渡金	113
前払費用	652
繰延税金資産	1,547
短期貸付金	48,900
未収入金	7,796
その他	1,446
固定資産	850,740
有形固定資産	27,858
建物	882
機械及び装置	2,030
工具、器具及び備品	852
土地	23,979
建設仮勘定	73
その他	40
無形固定資産	814
のれん	776
その他	38
投資その他の資産	822,067
関係会社株式	696,744
関係会社長期貸付金	119,982
差入保証金	858
長期前払費用	463
前払年金費用	3,940
その他	78
繰延資産	348
株式交付費	217
社債発行費	131
資産合計	1,028,624

科目	金額
負債の部	
流動負債	203,501
買掛金	60,892
電子記録債務	6,104
1年内返済予定の長期借入金	91,860
未払金	9,976
未払費用	13,059
未払消費税等	1,590
未払法人税等	4,035
預り金	11,489
賞与引当金	1,829
その他	2,662
固定負債	308,729
社債	40,000
長期借入金	248,843
繰延税金負債	19,191
退職給付引当金	487
資産除去債務	189
その他	18
負債合計	512,231
純資産の部	
株主資本	516,397
資本金	168,384
資本剰余金	213,425
資本準備金	145,884
その他資本剰余金	67,541
利益剰余金	134,587
その他利益剰余金	134,587
固定資産圧縮積立金	978
別途積立金	34,982
繰越利益剰余金	98,625
評価・換算差額等	△3
その他有価証券評価差額金	31
繰延ヘッジ損益	△34
純資産合計	516,393
負債純資産合計	1,028,624

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2015年1月1日から2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	377,601
売上原価	276,843
売上総利益	100,758
販売費及び一般管理費	72,749
営業利益	28,008
営業外収益	21,630
受取利息	2,572
受取配当金	18,389
その他	668
営業外費用	3,660
支払利息	2,758
株式交付費償却	434
その他	468
経常利益	45,979
特別利益	2
固定資産売却益	2
特別損失	2,011
減損損失	967
事業再編損	1,041
その他	2
税引前当期純利益	43,969
法人税、住民税及び事業税	7,550
法人税等調整額	2,135
当期純利益	34,284

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2015年1月1日から2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本計 合
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
				固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	168,384	145,884	67,541	213,425	938	34,982	81,221	117,142	498,952
会計方針の変更による累積的影響額							2,936	2,936	2,936
会計方針の変更を反映した当期首残高	168,384	145,884	67,541	213,425	938	34,982	84,157	120,078	501,888
当期変動額									
剰余金の配当							△19,776	△19,776	△19,776
当期純利益							34,284	34,284	34,284
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加					48		△48	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△8		8	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	40	—	14,468	14,508	14,508
当期末残高	168,384	145,884	67,541	213,425	978	34,982	98,625	134,587	516,397

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	26	234	260	499,213
会計方針の変更による累積的影響額				2,936
会計方針の変更を反映した当期首残高	26	234	260	502,149
当期変動額				
剰余金の配当				△19,776
当期純利益				34,284
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	△268	△264	△264
当期変動額合計	4	△268	△264	14,244
当期末残高	31	△34	△3	516,393

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年2月5日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田英之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2015年1月1日から2015年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年2月5日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田英之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2015年1月1日から2015年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2015年1月1日から2015年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年2月12日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 服部 誠一郎 ㊟

監査等委員 上原 征彦 ㊟

監査等委員 内田 晴康 ㊟

(注) 監査等委員上原征彦及び内田晴康は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2016年3月29日（火曜日）午後5時30分まで**に行ってください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2 インターネットによる議決権行使方法について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）において、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

- ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。
- ・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4 ご利用いただくためのシステム環境

[パソコンを用いて議決権を行使される場合]

画像の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上で、インターネット閲覧ソフト（ブラウザ）のMicrosoft® Internet Explorer 5.01 SP2以降を、PDF閲覧ソフトのAdobe® Acrobat® Reader®4.0以降又はAdobe® Reader® 6.0以降をそれぞれ使用できること

※ブラウザ及び同アドインツール等でポップアップブロック機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）してください。

[携帯電話を用いて議決権を行使される場合]

「iモード」「EZweb」「Yahoo!ケータイ」のいずれかが利用でき、また128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること

※スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってご利用いただけない場合がございます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせください。まずようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内

会場



グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール

東京都港区高輪三丁目13番1号

電話:03-3442-1111



近隣に名称が類似した会場がございますので
お間違えのないようご注意ください。

交通



JRまたは京浜急行

「品川」駅(高輪口)下車



徒歩 約8分



都営地下鉄浅草線

「高輪台」駅(A1出口)下車



徒歩 約6分

お願い

専用の駐車場のご用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮願います。

